改正後	改正前
（記載上の注意） １．法第63条の３第１項の登録申請書又は法第63条の６第１項若しくは第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」の欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 ２．本文中の括弧内について、暗号資産交換業の全部廃止か一部廃止かに応じて丸囲みをすること。 ３．［略］ **別紙様式第16号**（第41条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号 住所（郵便番号） 電話番号（　）　— 商　号 代表者の 氏　名　　印 法令違反行為等届出書 取締役等又は従業者に暗号資産交換業に関し法令に違反する行為又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、暗号資産交換業者に関する内閣府令第41条の規定により届け出ます。 記 ［表略］ （記載上の注意） １．法第63条の３第１項の登録申請者又は法第63条の６第１項若しくは第２項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」の欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 ２．［略］	（記載上の注意） １．法第63条の３第１項の登録申請書又は法第63条の６第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 ２．本文中の括弧内について、仮想通貨交換業の全部廃止か一部廃止かに応じて丸囲みをすること。 ３．［同左］ **別紙様式第16号**（第33条関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号 住所（郵便番号） 電話番号（　）　— 商　号 代表者の 氏　名　　印 法令違反行為等届出書 取締役等又は従業者に仮想通貨交換業に関し法令に違反する行為又は仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、仮想通貨交換業者に関する内閣府令第33条の規定により届け出ます。 記 ［同左］ （記載上の注意） １．法第63条の３第１項の登録申請者又は法第63条の６第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。 ２．［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　［略］	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］